# 令和８年度　青森県・階上町　連携融資制度

階上町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、一定の要件を満たしている方に対して信用保証料の補助を行います。

## １．階上町内で創業する方

◎対象資金　**青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱２(１)創業**

◎補助対象者　創業後１年未満で次のいずれにも該当する方

- 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業を開始しようとするもの又は営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しようとするもの又は営業を開始しているもの。
- 町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」により、**融資額１０００万円以内かつ融資期間７年以内（うち据置期間１年以内）**で融資を受けた方

◎補助内容　県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補給
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

◎実施期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

## ２．売上高等の減少や災害により経営の安定に支障が生じている方

◎対象資金　**青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱 2⑵経営安定枠③及び④**

◎補助対象者　「原油価格の上昇」に加え、「物価高騰の影響」により経営の安定に支障が生じている方で、次のいずれにも該当する方

- 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しているもの。
- 町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- 青森県経営安定化サポート資金「経営安定枠」により、**融資額１０００万円以内、かつ、融資期間 10 年以内（うち据置期間２年以内）**で融資を受けた方
- 最近３か月間の売上高等が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５%以上減少しているもの。又は、最近１か月間の売上高等が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５%以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５%以上減少することが見込

まれるもの。

◎補助内容　町より70%の信用保証料を補給
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

◎実施期間　令和８年4月1日から令和９年3月31日まで
（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

## 3. 災害等により経営の安定に支障が生じている方

◎対象資金　**青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱 2(3)①災害枠**

◎補助対象者　「令和８年岩手県沖を震源とする地震による災害」により事業活動に影響が生じている方で、次のいずれにも該当する方

・ 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しているもの。

・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと。

・ 青森県経営安定化サポート資金「災害枠」により、融資額１０００万円以内、かつ、融資期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）で融資を受けた方

◎補助内容　県による信用保証料の50%補給後の信用保証料を全額補給
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

◎実施期間　令和８年6月26日から令和９年3月31日まで
（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

## 4. 事業活動に必要な資金の調達を図る方

◎対象資金　**青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱２**

◎補助対象者　事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方で、次のいずれにも該当する方。

・ 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しているもの。

・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと。

・ 青森県事業活動応援資金により、融資額 1000 万円以内、かつ、融資期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）で融資を受けた方

◎補助内容　町より 70%の信用保証料を補給
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

◎実施期間　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

## お問い合わせ先

〇信用保証料補助に関すること
　階上町産業振興課　電話 0178-88-2875（直）
〇青森県特別保証融資制度に関すること
　青森県経済産業部経済産業政策課中小企業金融グループ
　　電話 017-734-9368（直）

＜連携融資制度に関するＱ＆Ａ＞

**「1．階上町内で創業する方」について**

Ｑ１．希望融資額が１０００万円を超える場合または融資期間が７年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ１．信用保証料の補助対象となる融資は「融資額１０００万円以内かつ融資期間７年以内（うち据置期間が１年以内）」のものに限られます。
　ただし、例えば、融資額１５００万円（融資期間７年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる１０００万円の融資と補助対象外の５００万円の融資の２口に分けることで、当該１０００万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Ｑ２．階上町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ2．信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が階上町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

**「2．経営の安定に支障が生じている方」について**

Ｑ３．希望融資額が１０００万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ3．上記 Q1 と同様の取扱いとなります。

**「4．事業活動に必要な資金の調達を図る方」について**

Ｑ４．希望融資額が 1000 万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ４．上記 Q1 と同様の取り扱いになります。

Ｑ５．連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

Ａ５．融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。
　なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出く

ださい。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、
七十七銀行、東日本信用漁業協同組合連合会